

## 令和4年度農業農村整備事業の広報動画制作業務委託仕様書

### 1 業務の名称

令和4年度農業農村整備事業の広報動画制作業務委託

### 2 業務目的

農業農村整備事業の役割や重要性について、広く県民等の理解促進を図るため、基盤整備の効果等の具体的なイメージが持てる動画を作成する。

なお、作成した動画は、県ホームページやSNS、イベント等で発信を行う。

### 3 担当部局

茨城県農林水産部農地局農村計画課（水戸市笠原町978番6）

### 4 履行期間

契約締結の日から令和4年12月23日（金）まで

### 5 業務内容

①茨城の農業農村整備事業動画（仮）作成（令和4年12月23日（金）納品）

(1) メインのターゲットは農業者とし、基盤整備の効果についてイメージが持てる適切な企画を立案すること。さらには、「基盤整備は茨城県の農業を支えている」という観点から、農業者以外の県民に対してもPRできる内容とする。

(2) 制作する動画は5分程度とすること。ただし、導線となるショート版（1分以内）も併せて作成する。

(3) 動画の内容は、水田・畑地それぞれにおける事業実施の効果（収量の増加、作物の高品質化、労働時間の短縮等）を軸とすること（地区や事業については、発注者が指定する）。その際、①ほ場の様子（農村風景）、②営農の様子、③工事の様子の映像を必ず使用すること。なお、必要な事業内容等の情報や、契約期間に撮影が不可能である映像については、可能な範囲で発注者が提供する。

(4) 撮影場所は茨城県内とする。

(5) ほ場の撮影には、ドローンを活用した上空からの映像を入れること。

(6) 動画制作に必要な事前調整・準備、撮影、編集等必要な作業を行うこと。

(7) 制作した動画の配信（県HP、県SNS及びYoutube等での配信を想定）を可能にするために必要な処理を行うこと。

②イベント用・茨城の農業農村整備事業動画（仮）作成

（令和4年9月30日（金）納品）

(1) イベント会場等で繰り返し放映することを目的として、農業農村整備事業・茨城

の農業農村に関する広報用イメージ動画を作成する。

- (2) 有機農業についてイメージが持てる内容とする。
- (3) 制作する動画は15秒程度とすること。
- (4) TX沿線の農村風景(つくば市、つくばみらい市等)を必ず使用するものとする。
- (5) 動画内にメッセージ映像を導入することを想定しているため、メッセージ映像(1件)を撮影し、使用すること(詳細については発注者と協議すること)。
- (6) ①茨城の農業農村整備事業動画(仮)動画における撮影映像を可能な範囲で使用すること。

## 6 実績報告

受託者は、委託業務終了後、委託業務実績報告書(別紙様式)、動画データを記録したDVD(正副2部)を添えて発注者に提出すること。

## 7 制作物件の権利の帰属

- (1) 本業務から発生した物件、成果品の所有権、著作権及びその他の権利は全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 動画制作に活用するBGMやイラストなどの素材については、著作権を確認し使用が可能なもののみ活用すること。
- (3) 受託者は、第三者から業務の成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受託者の責めにおいて解決するものとする。

## 8 その他

この仕様書に定めるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は発注者と受託者双方で協議のうえ決定する。